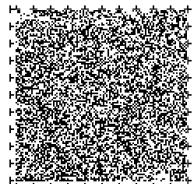


第6次あわら市障害者福祉計画(案)

(令和8年度～令和12年度)

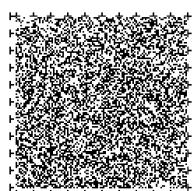
令和8年3月

あわら市



目 次

第1節 計画の概要	
1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	1
3 計画策定の背景	2
第2節 あわら市の現状	
1 障害者・障害児福祉サービスのしくみ	5
2 障がいのある人を取り巻く現状	6
3 障害福祉サービス等の給付実績について	13
4 障害福祉サービス別利用事業所の状況	18
5 障害福祉サービス等の種類と内容	20
第3節 施策の体系	22
基本理念	
基本目標	
施策の方針	
第4節 具体的実現に向けて	
1 基本目標Ⅰ	
個々のニーズに合わせた切れ目のない支援	25
2 基本目標Ⅱ	
自立と共生を目指す福祉のまちづくりの推進	29
3 基本目標Ⅲ	
安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	32
第6次あわら市障害者福祉計画策定委員会委員名簿	36
用語解説	37



第1節 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指すために策定するものです。障害者基本法（昭和45年法律第48号）第11条の規定に基づき、本市における障害者施策の基本的な方向を示す計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」および「福井県障がい者福祉計画」との整合を図りながら、市の最上位計画である「あわら市総合振興計画」に掲げる理念を踏まえ、「あわら市地域福祉計画」との一貫性を確保し、地域の実情に応じた障害者施策を総合的かつ計画的に推進します。

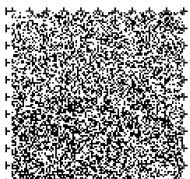
本計画では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉、医療、就労、地域生活など各分野において連携を図り、切れ目のない支援体制の整備を目指します。また、障がいのある人に対する理解促進や社会参加の促進、差別の解消、権利擁護の推進など、共生社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

ただし、制度改正や障がいのある人の取り巻く環境の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

年 度	平 成												令 和				
	27	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
障害者福祉計画	第3次	第4次			第5次					第6次							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第4期			第5期/第1期			第6期/第2期			第7期/第3期			次期計画				



3 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

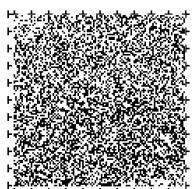
障がいのある人を取り巻く状況はここ数年で大きく変化しており、法制度の見直しや支援の拡充が進んでいます。国では、障がいのある人が地域で安心して暮らし、誰もが互いに支え合える共生社会に向けて、制度整備や施策の充実を進めています。

令和3年の「障害者差別解消法」の改正では、行政機関等に加えて民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化され、社会全体で障害を理由とする差別をなくす取り組みが強化されました。また、令和4年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定により、障がいのある人が必要とする情報やコミュニケーション手段へのアクセス確保が、国と地方自治体の責務として明確化されました。

さらに、「障害者雇用促進法」の改正により法定雇用率の引上げや職場定着支援の強化による就労支援が拡充され、令和6年の「障害者総合支援法」の改正では、地域生活への移行支援や相談支援の強化、新たな就労支援（就労選択支援）の創設などが図られ、地域で暮らし働くことを支える仕組みが一層充実しています。

こうした法制度の改正や国の施策動向を踏まえ、あわら市ではこれまでの取組成果と課題を検証し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自分らしく社会に参加できるまちづくりを推進するため本計画を策定します。

なお、本計画において考慮すべき法令は次のとおりです。



①障害者基本法

昭和 45 年に制定され、障がい者の人権尊重と社会参加の保障を基本理念と定めています。国、自治体、国民の責務を明確化し、教育・雇用・情報アクセスなど多分野で施策を推進しています。平成 23 年の改正では「共生社会の実現」「差別の禁止」「合理的配慮の提供」が明記され、障がいの定義に社会的障壁が追加されました。近年は国連障害者権利条約に沿った制度改革が進み、情報バリアフリー化や地域生活、意思決定支援の充実を図られています。

②障害者差別解消法

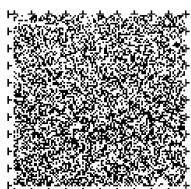
障がいのある人の不当な差別的取り扱いをなくし共生社会の実現を目指すものであり、国や自治体、事業所に対し、差別の禁止と合理的配慮の提供を求めています。また、令和 3 年の改正では、民間事業者にも合理的配慮の提供を義務化し、さらに令和 6 年の改正では行政の対応指針の明確化、相談、意思疎通支援の強化などが盛り込まれました。

③障害者雇用促進法

障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、その雇用の機会を確保し職業の安定を図ることを目的としています。平成 28 年の改正では、「差別禁止」「合理的配慮の提供義務」を新設し、令和 3 年の改正では、精神障がい者を雇用義務の対象に正式追加し、また令和 5 年には法定雇用率を段階的に引き上げ、さらに令和 6 年には障がい者雇用推進者の設置義務化、職場定着支援を強化しています。

④障害者虐待防止法

障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 24 年に施行され、令和 3 年改正では報告体制を明確化し、令和 6 年改正では福祉事務所に虐待防止責任者の設置や行政監督の強化などが追加されました。



⑤成年後見制度の利用の促進に関する法律

判断能力が不十分な人の権利を守り安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進することを目的としています。令和3年改正では、利用促進基本計画の見直しと本人の意見を尊重する支援の強化が盛り込まれました。

⑥発達障害者支援法

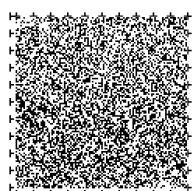
発達障がいの早期発見・支援を推進し尊厳ある生活と社会参加を保障するため、平成16年に制定されました。平成28年改正では、社会的障壁の除去、ライフステージに応じた切れ目ない支援、教育・就労・医療の連携強化、意思決定支援、地域協議会設置などを追加し、共生社会の実現を目指しています。

(2) 障がい者の定義

「障がい者」とは、平成23年8月に改正された「障害者基本法」により『身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』と定義されています。

※「障害」という表記について

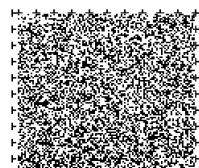
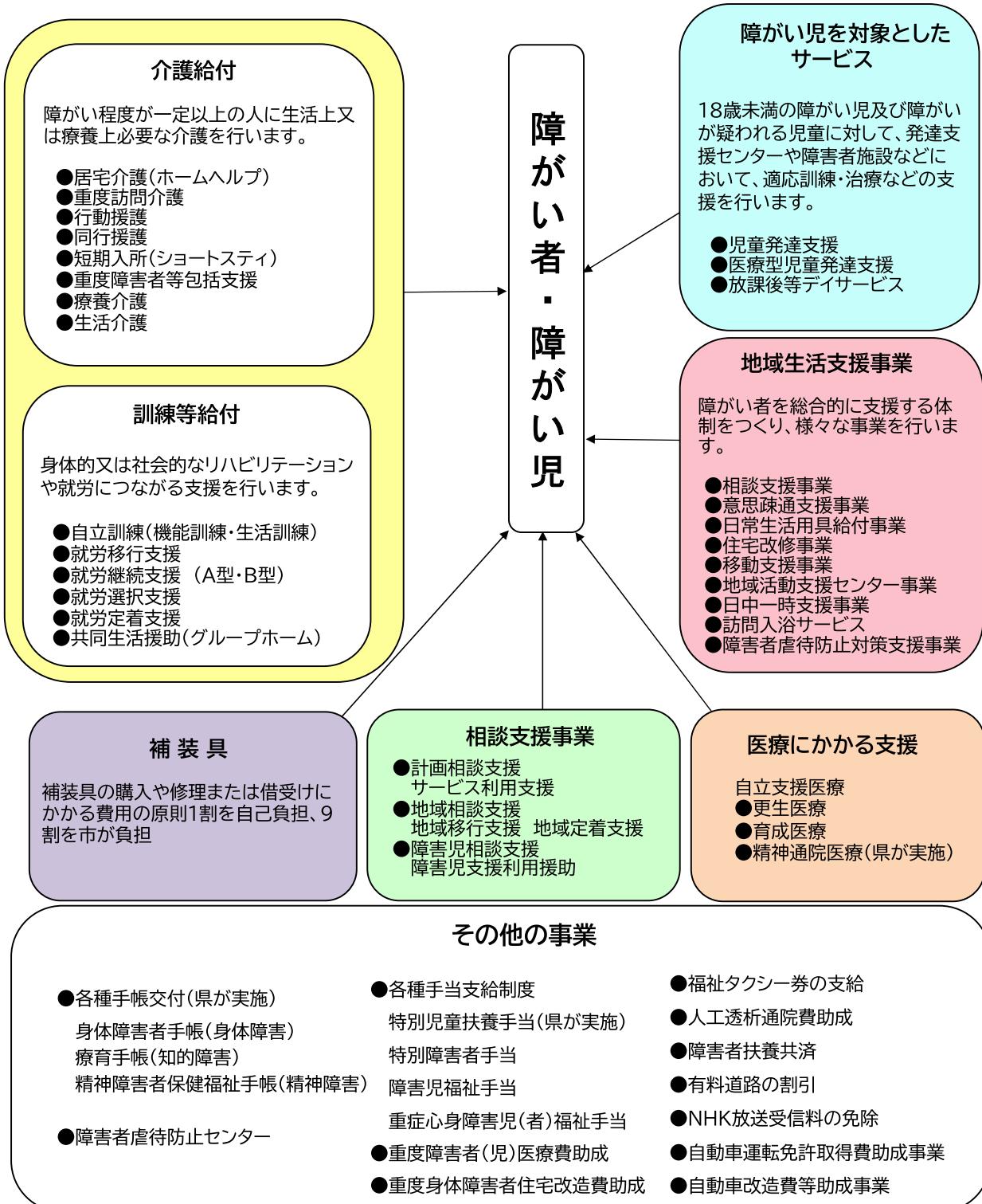
この計画では、法令用語や固有名称などに使用されている場合は「障害」を使用し、広く障がいの状態を表す場合は「障がい」を使用します。



第2節 あわら市の現状

1 障害者・障害児福祉サービスのしくみ

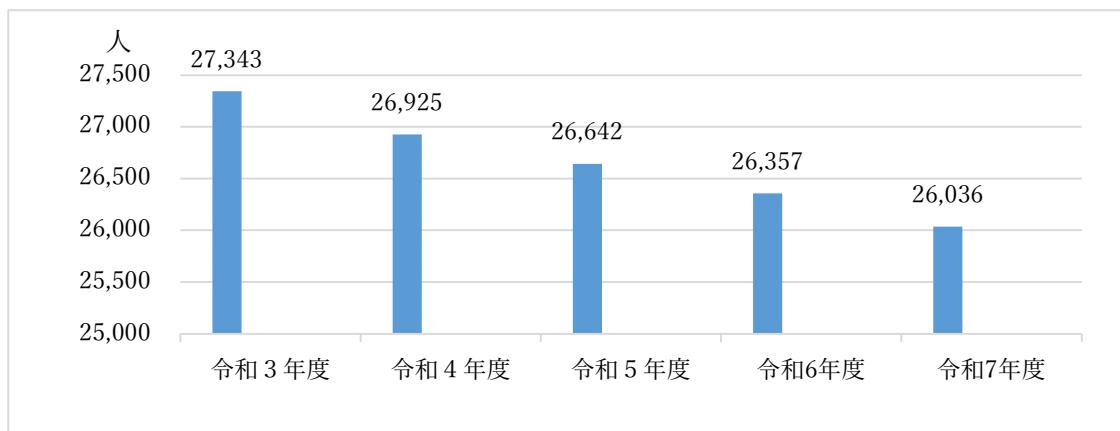
障がいのある人もない人も、同じ基盤で生活し活動できる社会を目指すノーマライゼーションを基本理念とし、障がいの種別や程度を問わず障がいのある人が自ら居住する場所を選択し、障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることを目指しています。



2 障がいのある人を取り巻く現状

(1) 人口の推移（各年度 10月1日現在）

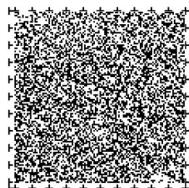
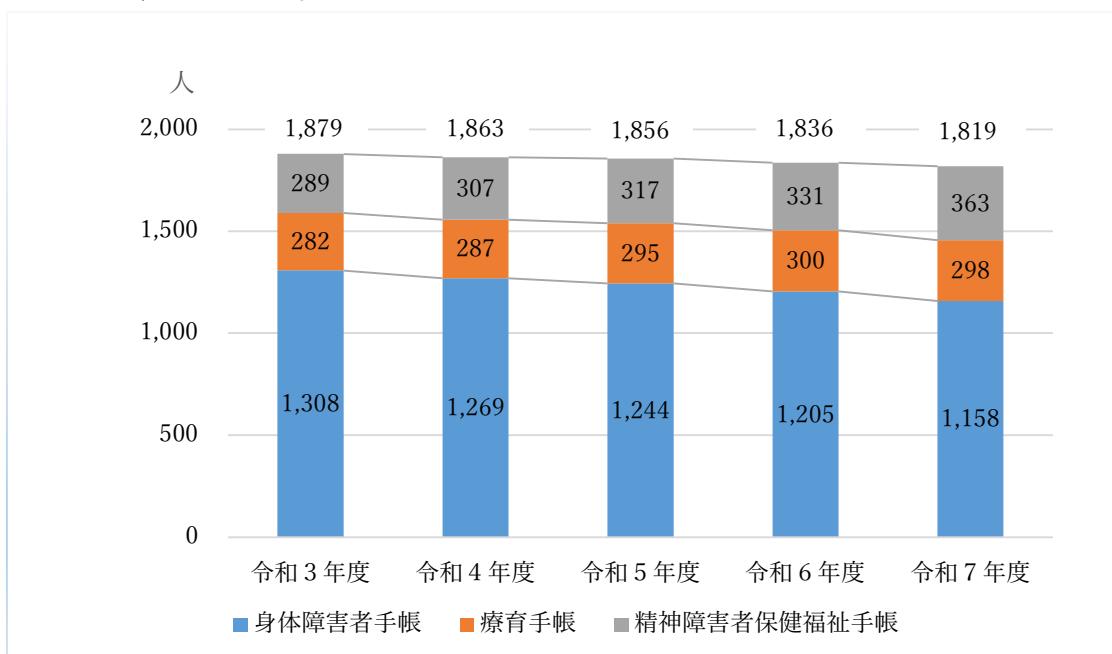
人口の推移をみると、令和7年10月1日現在26,036人となっており、減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳及び外国人登録

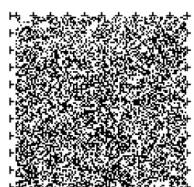
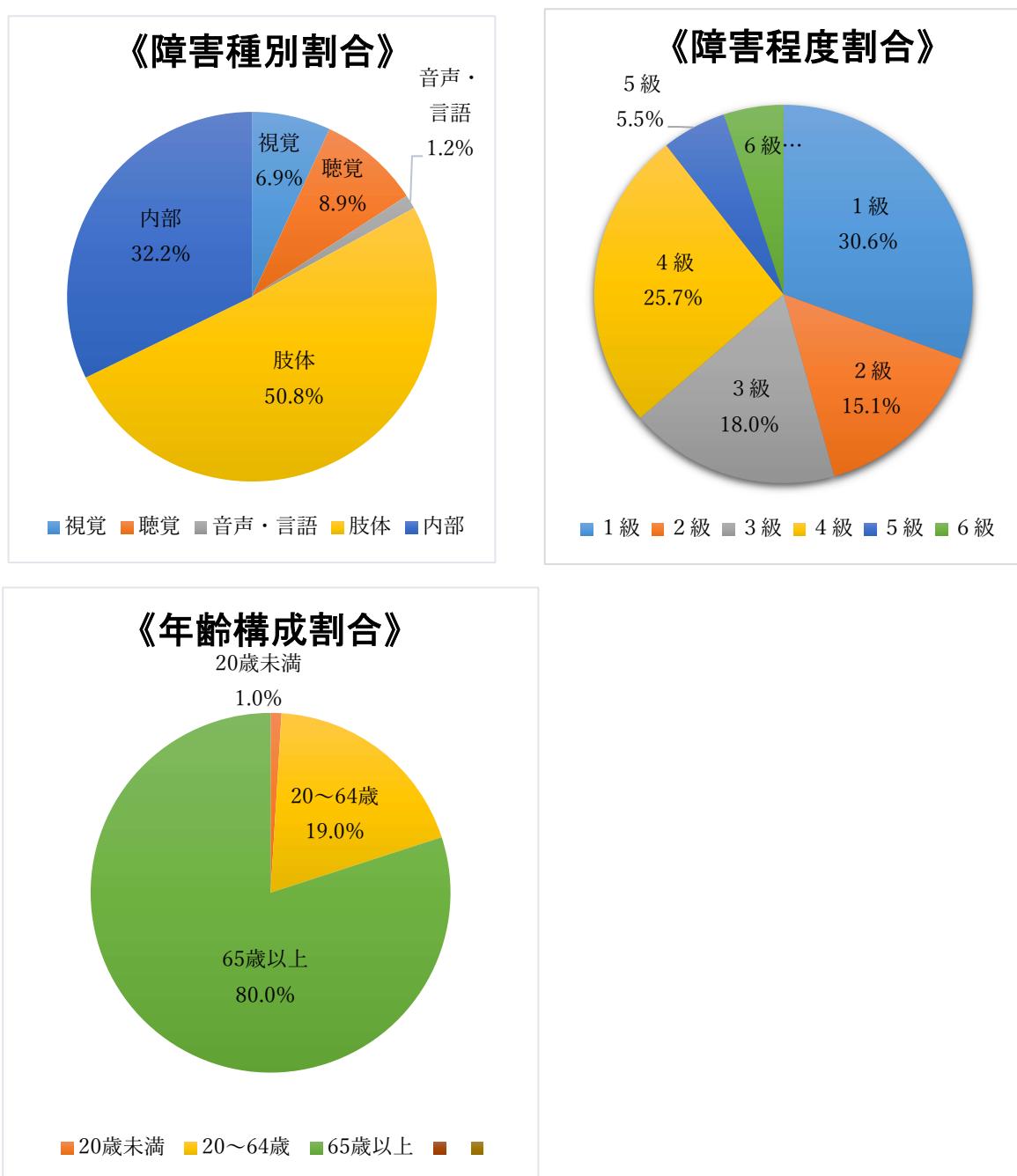
(2) 障がい者数の推移

障害別手帳所有者の状況をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、療育手帳は横ばい、身体障害者手帳が減少傾向となっています。令和7年10月1日現在、身体障害者手帳は1,158人、療育手帳は298人、精神障害者保健福祉手帳は363人で総数は1,819人です。



(3) 身体障がい者の状況

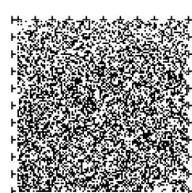
令和7年10月1日現在、身体障害者手帳所有者の障害種別の割合は、肢体不自由50.8%、内部障害32.2%、聴覚障害8.9%、視覚障害6.9%、音声・言語障害1.2%となっています。障害程度別では1級が最も多く、1、2級で全体の4割以上を占めています。手帳所持者の年齢構成では、65歳以上の高齢者の割合は全体の8割となっています。



《障害種別・障害程度別の詳細》

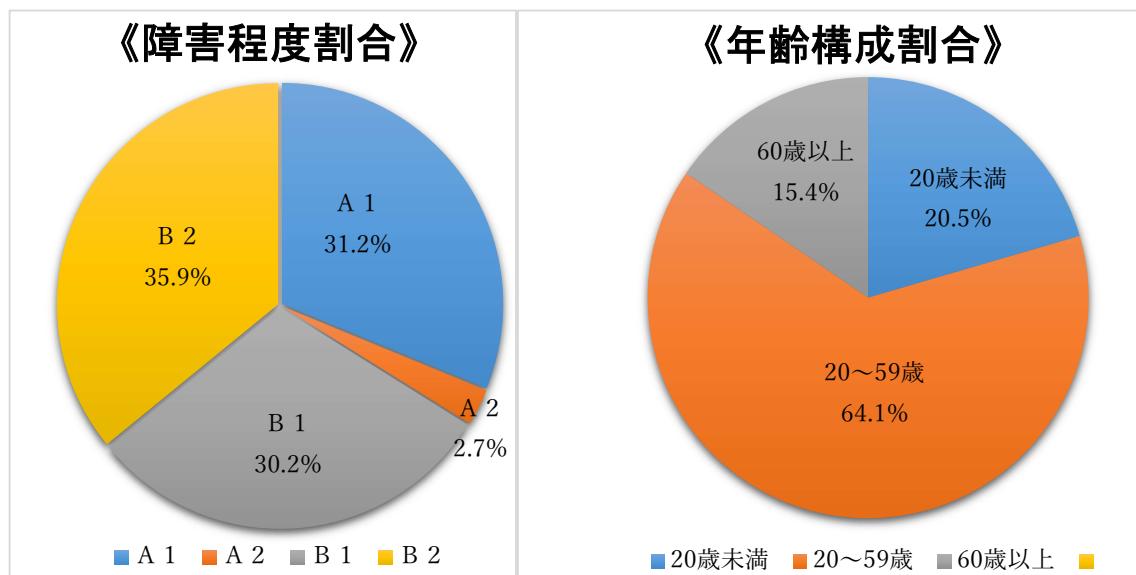
単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	29	30	1	6	14	0	80
聴覚	5	17	9	43	1	28	103
平衡機能	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語	1	0	7	6	0	0	14
上肢	64	70	26	22	17	12	211
下肢	18	25	80	141	26	17	307
上下肢	0	0	1	0	0	1	2
体幹	17	19	13	1	6	0	56
運動機能（上肢）	7	2	1	0	0	1	11
運動機能（移動）	0	0	0	1	0	0	1
心臓	137	6	44	22	0	0	209
腎臓	65	0	9	1	0	0	75
呼吸器	2	0	14	2	0	0	18
膀胱・直腸	2	3	2	52	0	0	59
小腸	0	0	0	0	0	0	0
免疫	2	0	1	0	0	0	3
肝臓	5	3	0	1	0	0	9
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	354	175	208	298	64	59	1,158



(4) 知的障がい者の状況

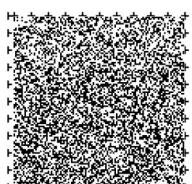
令和7年10月1日現在、療育手帳所有者の状況をみると、障害程度ではB 2が最も多く、全体の35.9%を占め、次いでA 1の31.2%となっています。年齢構成では、20歳未満が20.5%となっており、身体障がい者や精神障がい者の構成比と比較して割合が高くなっています。



《障害程度別・年齢構成の詳細》

単位：人

区分	A 1	A 2	B 1	B 2	計
0～6歳	0	0	3	2	5
7～12歳	3	0	2	12	17
13～15歳	4	0	1	10	15
16～18歳	3	0	4	9	16
19歳	4	0	1	3	8
20～29歳	6	0	16	26	48
30～39歳	14	0	15	13	42
40～49歳	19	2	12	14	47
50～59歳	21	0	20	13	54
60歳以上	19	6	16	5	46
計	93	8	90	107	298



(5) 精神障がい者の状況

令和7年10月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度は2級が最も多く、全体の約7割を占めており、次いで3級となっています。同じく、自立支援医療受給者証(精神通院)交付数は352人で、近年増加傾向となっています。

《障害程度別》

単位：人

区分	1級	2級	3級	計
人 数	9	251	103	363

《年齢構成別》

単位：人

年 齡	20歳未満	20歳～59歳	60歳以上	計
人 数	6	241	116	363

《障害程度割合》

1級
2.5%

3級
28.4%

2級
69.1%

■ 1級 ■ 2級 ■ 3級 ■

《年齢構成割合》

1.6%

32.0%

66.4%

■ 20歳未満 ■ 20歳～59歳 ■ 60歳以上

自立支援医療受給者証(精神通院)交付数

人

700

600

500

400

300

200

令和3年度

495

521

588

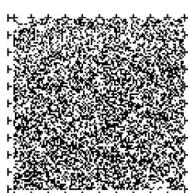
352

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度



(6) 特別支援教育の状況

令和7年10月1日現在、特別支援学級児童生徒数は、小学校40人、中学校27人となって います。通級指導の児童生徒数が増加傾向となっています。

《小中学校における特別支援学級の状況》

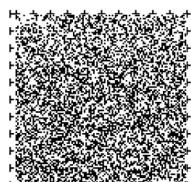
単位：人

年度	学校別	学級数	全児童生 徒数	特別支援学級		通級指導	
				学級数	児童 生徒数	実施校数	児童 生徒数
令和5年度	小学校	57	1,164	13	42	5	19
	中学校	22	612	5	21	2	17
令和6年度	小学校	57	1,168	13	46	7	22
	中学校	21	608	5	24	2	19
令和7年度	小学校	56	1,161	13	40	7	27
	中学校	22	606	5	27	2	23

《特別支援学校在籍者の状況》

単位：人

年度	区分	嶺北	福井	福井東	福井大 附属	盲学校	ろう学校
令和5年度	小学部	3	3	2	0	0	0
	中学部	4	0	0	0	0	0
	高等部	11	2	0	0	0	0
令和6年度	小学部	2	3	1	0	0	0
	中学部	6	0	0	0	0	0
	高等部	12	2	0	0	0	0
令和7年度	小学部	4	1	1	0	0	0
	中学部	6	2	0	0	0	0
	高等部	14	0	0	0	0	0



(7) 障害者総合支援法に基づく認定等の状況

令和7年10月1日現在、障害福祉サービス等の申請を行い受給者証を交付した数は、369人となっています。そのうち障害支援区分認定を行ったのは182人です。

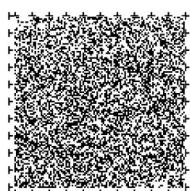
令和7年10月1日現在の障害福祉サービス等の利用状況

《障害種類別》

区分	人数
身体障害	71
身体障害・知的障害	14
身体障害・精神障害	6
身体障害・難病	0
知的障害	155
知的障害・精神障害	10
精神障害	113
計	369

《障害支援区分別》

区分	人数
区分1	5
区分2	36
区分3	49
区分4	34
区分5	20
区分6	38
計	182



3 障害福祉サービス等の給付実績について

(1) 障害福祉サービスの利用状況（自立支援給付）

◆訪問系サービス

サービス名	内 容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など自宅での生活全般にわたる介護サービスを行う。	349	時間/月	324	時間/月	290	時間/月	359	時間/月
		50	人	49	人	50	人	54	人
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護は必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う。	0	時間/月	0	時間/月	0	時間/月	0	時間/月
		0	人	0	人	0	人	0	人
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護、その他必要な援助を行う。	164	時間/月	222	時間/月	170	時間/月	211	時間/月
		16	人	15	人	15	人	13	人
行動援護	知的又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行う。	8	時間/月	6	時間/月	9	時間/月	44	時間/月
		3	人	2	人	2	人	6	人
重度障害者等 包括支援	常に介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。	0	時間/月	0	時間/月	0	時間/月	0	時間/月
		0	人	0	人	0	人	0	人

※時間/月：1月当たりの利用時間数

※人：1月当たりの実利用人数

◆居住系サービス

サービス名	内 容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
施設入所支援	介護が必要かつ通所が困難な人で、自立訓練又は生活介護等のサービスを利用している人に対し居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。	409	人	411	人	434	人	411	人
共同生活援助 (グループホーム)	日中に就労又は就労支援等のサービスを利用している知的又は精神に障がいがある人に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行う。また、相談や日常生活中の援助を行う。	436	人	494	人	540	人	617	人
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した場合に巡回訪問等による支援をします。	0	人	0	人	0	人	0	人

※人：延べ利用者数

◆日中活動系サービス

サービス名	内 容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中に障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行う。	1,371	人日分/月	1,346	人日分/月	1,388	人日分/月	1,358	人日分/月	
		78	人	81	人	78	人	77	人	
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行う。	0	人日分/月	0	人日分/月	0	人日分/月	0	人日分/月	
		0	人	0	人	0	人	0	人	
自立訓練 (生活訓練)		108	人日分/月	109	人日分/月	153	人日分/月	61	人日分/月	
		15	人	11	人	16	人	3	人	
自立訓練 (宿泊型)		49	人日分/月	42	人日分/月	96	人日分/月	75	人日分/月	
		3	人	3	人	4	人	3	人	
就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを一定期間の支援計画に基づき行う。	89	人日分/月	49	人日分/月	20	人日分/月	51	人日分/月	
		9	人	5	人	6	人	10	人	
就労継続支援 (A型:雇用型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。	761	人日分/月	739	人日分/月	706	人日分/月	687	人日分/月	
		44	人	44	人	38	人	40	人	
就労継続支援 (B型:非雇用型)		1,725	人日分/月	1,740	人日分/月	1,815	人日分/月	2,075	人日分/月	
		116	人	122	人	125	人	144	人	
就労定着支援	障害福祉サービス利用を経て一般就労した後就労の継続ができるように支援する。	1	日	3	日	2	日	1	日	
		2	人	4	人	3	人	1	人	
療養介護	病院などの施設で日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行う。	8	人	10	人	9	人	9	人	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	20	人日分/月	37	人日分/月	48	人日分/月	88	人日分/月	
		9	人	12	人	18	人	20	人	
うち医療型短期入所		1	人	0	人	2	人	2	人	

※人日分:「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※人:1月当たりの実利用人数

◆相談支援給付事業

サービス名	内 容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
計画相談支援	障害福祉サービスを利用している人が、必要なサービス等を適切に活用し地域で自立した生活を送れるように個人の計画を作成し、定期的なモニタリングを通して支援する。	307	人	301	人	311	人	317	人
		1	人	1	人	0	人	6	人
地域移行支援	施設入所や長期入院している人が、退所、退院後に地域で生活できるよう、個別の計画を作成し重点的な支援を行う。	2	人	1	人	0	人	0	人
		0	人	0	人	0	人	0	人

(2) 障害福祉サービスの利用状況（児童福祉法）

◆障害児支援

サービス名	内 容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	65	人日/月	58	人日/月	63	人日/月	74	人日/月
		14	人	15	人	17	人	22	人
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	0	人日/月	0	人日/月	0	人日/月	0	人日/月
		0	人	0	人	0	人	0	人
放課後等 デイサービス	就学している障がい児に授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流を促進するための支援を行う。	589	人日/月	570	人日/月	626	人日/月	698	人日/月
		42	人	47	人	50	人	57	人
保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対し集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	5	人日/月	7	人日/月	11	人日/月	9	人日/月
		4	人	5	人	8	人	9	人
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等による外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、発達支援を行う。	0	人日/月	0	人日/月	0	人日/月	0	人日/月
		0	人	0	人	0	人	0	人

(3) 障害福祉サービスの利用状況

◆地域生活支援事業

サービス名	内 容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
意思疎通支援	聴覚、音声・言語、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人の意思疎通を仲介するため、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者等を派遣する。	11件	13件	16件	15件
住宅改修費助成	在宅生活の身体障がい者で下肢、体幹機能等の障がいにより移動等に支障がある人が、段差解消や手すり設置など小規模な住環境改善を行う場合、改修費の一部を助成する。	1件	0件	0件	1件
移動支援	全身性障がい、知的障がい等により移動が困難な人が社会参加や外出を行う際、ガイドヘルパーが付き添い支援をする。	457時間	773時間	663時間	854時間
		45人	50人	49人	49人
日中一時支援	障がいのある人を一時的に預かることにより、日中活動の場を確保し、家族の就労、一時的な休息を目的とする。	106日	104日	86日	130日
		25人	25人	25人	28人
訪問入浴サービス	施設等での入浴が困難な人に、移動入浴車が自宅を訪問し、簡易浴槽により、居宅内で入浴サービスを行う。	0日	0日	0日	0日
		0人	0人	0人	0人

自動車運転免許取得助成	障がいのある人が通学や就労などの社会参加をするため、普通自動車運転免許を取得する場合に要した費用を一部を助成する。	0件	0件	0件	0件
自動車改造費等助成	身体障害者手帳所持者で、運転免許証に車種等の限定条件等を付されている人が、就労等の社会参加のために自動車の一部を改造する場合、改造費用の一部を助成する。	0件	0件	0件	0件

(4) 障害福祉サービスの利用状況(補装具・日常生活用具)

◆補装具の給付

単位：件

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
義肢	0	1	3	0	0	2	0	2
装具	8	3	7	2	6	5	8	1
座位保持装置	3	2	2	0	1	1	1	2
盲人安全つえ	1	0	2	0	1	0	4	0
義眼・眼鏡	5	0	2	0	3	0	3	0
補聴器	14	0	16	1	11	1	8	5
車いす	4	6	6	2	5	5	7	4
電動車いす	0	0	1	1	0	1	1	2
歩行器	0	0	0	0	1	0	0	0
座位保持いす	1	0	1	0	0	0	1	0
頭部保持具	1	0	1	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	0	0	0	1	0
重度障害者用意思伝達装置	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37	12	41	6	28	15	34	16

◆日常生活用具の給付

単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特殊寝台	1	0	1	1
入浴補助用具	0	1	1	2
移動・移乗支援用具	1	0	0	1
頭部保護帽	0	0	0	1
火災警報器	0	0	0	1
電磁調理器	1	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0	3
透析液加温器	1	0	1	0
電気式たん吸引器	2	1	1	0
盲人用体温計（音声式）	0	1	0	1
盲人用血圧計（音声式）	1	0	1	0
携帯用会話補助装置	1	0	0	0
情報・通信支援用具	0	2	1	1
点字ディスプレイ	1	0	0	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	4	0	0
視覚障害者用活字文書読上げ装置	0	0	1	1
視覚障害者用拡大読書器	0	1	3	1
視覚障害者用時計	0	1	0	0
視覚障害者用通信装置	0	0	0	1
人工喉頭	0	2	0	0
視覚障害者用色彩読上げ装置	1	0	0	1
地デジ対応ラジオ	0	1	0	0
ストーマ装具	607	619	703	695
紙おむつ	107	91	102	96
計	725	724	815	806

4 障害福祉サービス別利用事業所の状況

(令和7年10月1日現在)

サービスの種類	所在地	坂井地区内	所在地	県内	所在地	県外
特定相談	あわら市	相談支援事業所 ハスの実 相談支援事業所 さかい 相談支援事業所 ひとよし 相談支援事業所 ふれあいサンホーム つぐみ福祉会 あわら事業所相談支援 独立行政法人 国立病院機構 あわら病院 この道グループ相談支援事業所 ネクステクノリンクスあわら	福井市	Orange Kids ' Care Lab 相談支援室ひらたに		
	坂井市	相談支援事業所サポートセンターかすみ 相談支援事業所 すまいる 坂井市社会福祉協議会 相談支援事業所				
居宅介護	あわら市	訪問介護事業所ケアサービスつるかめ ハスの実ヘルバーステーションともに 坂井地区医師会ヘルバーステーション	福井市	ホットライン・ケアサポートセンター・たんぽぽ 訪問介護まごのて福井		
	坂井市	しいのみホームヘルプ事業所 夕陽ヘルバーステーション				
重度訪問介護		利用なし				
同行援護	あわら市	訪問介護事業所ケアサービスつるかめ	福井市	ホットライン・ケアサポートセンター・たんぽぽ		
	坂井市	夕陽ヘルバーステーション				
行動援護	あわら市	ハスの実ヘルバーステーションともに	福井市	訪問介護まごのて福井		
生活介護	あわら市	金津サンホーム のびのび広場 あわら事業所 はつらつ広場 クリーンねっと金津 あわら病院重症心身障害児（者）在宅支援事業所あおば	福井市	社会福祉法人 げんきの家 福井美山荘 若越ひかりの村 第二生活支援施設 若越ひかりの村 第四生活支援施設 平谷こども発達クリニック 円山事業所 はぐくみ カラフル		
	坂井市	生活支援センターライフかすみ はるえ生活介護事業所 ハーモニーかすみ 多機能型支援センター すまいる デイサービスリハビリセンター木の花 葉風	越前市 鯖江市 勝山市	若越みどりの村 障害者支援施設 ライトホープセンター 九頭竜ワークショップ 七瀬の郷 九頭竜ワークショップしづかの郷 九頭竜ワークショップ 第三授産部		
療養介護	あわら市	国立病院機構 あわら病院				
短期入所	あわら市	独立行政法人国立病院機構あわら病院 金津サンホーム 知的障害者更生施設ハスの実の家 短期入所 希陽	福井市	福井県こども療育センター げんきの家 短期入所事業所	石川県	ショートステイふくの杜
	坂井市	短期入所 坂井丸岡町				
施設入所支援	あわら市	金津サンホーム	福井市	福井美山荘		
	坂井市	生活支援センターライフかすみ		若越ひかりの村 第二生活支援施設 若越ひかりの村 第四生活支援施設		
			越前市	若越みどりの村		
			鯖江市	障害者支援施設 ライトホープセンター		
			勝山市	九頭竜ワークショップ 七瀬の郷		
			大野市	九頭竜ワークショップ しづかの郷 九頭竜ワークショップ 第三授産部 知的障害者更生施設 希望園		

共同生活援助 (グループホーム)	あわら市	バスの実ホーム「友歌里」 バスの実（空と海） ステップハウス のぞみ あおぞら 希陽ホーム	福井市	さつき あすわ グループホーム「四ツ葉荘」 ハウス六条 島寺ホーム なごみ グループホームあおい グループホーム ジェラ 合同会社 まるゆう グループホームおーるわん グループホームこころ グループホームトモニ福井 GOOD HOME ソラーレ 福祉サービス福井 この道グループ福井南 モストヴィレッジ森田 からだりビング	石川県	長久会グループホームケアホーム
	坂井市	わたなベホーム コスモスホーム グループホームコミュニティーかすみ そよかぜホーム グループホーム ジェラ三国 オールウェイズN1 ソーシャルインクルーホーム坂井丸岡町				
			大野市	大野福祉会グループホーム		
自立訓練			福井市	ショートステイやわらぎ 足羽ワークセンター第3事業所パステル		
就労移行支援	坂井市	障害者就労支援事業所つづきの家 就労支援センター ワークかすみ	福井市	前進主義 ふくい 移行支援 前進主義AOSSA	石川県	在宅ワークスクール加賀
就労継続支援 A型	あわら市	ハッピーワーク あわら温泉 株式会社 農楽里	福井市	青空 株式会社〇・H・C		
	坂井市	丸岡南中事業所 ありがとう福井株式会社 一般社団法人 クリクラ北陸		エイティーンス物流加工株式会社 C&Cサービス ネクスタス株式会社 G・S・I チーム イクシィ		
就労継続支援 B型	あわら市	あすなろ 知的障害者通所授産施設 わくわくワーク あわら事業所 ピアファーム クリーンねっと金津 株式会社 ひなた工房 おおみぞ	福井市	足羽ワークセンター第1事業所 就労支援センターあおい 足羽ワークセンター第2事業所足羽サポートセンター コミュニティーやわらぎ 就労継続支援B型事業「ハートワーク」 株式会社 ふくい福祉振興会 若越ひかりの村 就労多機能型事業所 就労支援センターきらく えばた工房 前進主義ふくい 株式会社ふくい福祉振興会 TONARI わーくonここね タクティクス福井 福井西営業所 ネクステクノフレーム ワンダーフレンズ福井 前進主義AOSSA 株式会社COCOKARA B型事業所 株式会社 つばさ ARU福井花堂支店 ネクステクノアトリエ		
	坂井市	障害者就労支援事業所つづきの家 就労支援センター ワークかすみ スマイルネットワークさかい・スマイル農園 産直市場ピアファーム コミュニティーまるおか 就労継続支援（B型）事業所 株式会社ASAGAO ネクステクノカレッジ春江 Omusubi春江事業所 ゆめいく		永平寺町 スマイルメーカー 大野市 多機能型事業所 ほっと		
就労定着支援			福井市	FLAP		
児童発達支援	あわら市	あわら病院重症心身障害児(者)在宅支援事業所 あおは	福井市	児童発達支援センター つばさ		
	坂井市	まなび猫 子ども発達支援センター こぶし園		こども発達支援センター のびろ あこおる		
放課後等デイサービス	あわら市	あわら病院重症心身障害児(者)在宅支援事業所 あおは 放課後等デイサービス事業 ほやはや まなび猫 白ねこ	福井市	Orange Kids ' Care Lab ぼると あこおる こども発達支援センター のびろ ACADEMY PLUM 平谷こども発達クリニック 円山事業所はぐぐみ 平谷こども発達クリニック I C T 支援室 N E S T C a r e 福井店 WALLESS ACADEMY 永平寺		
	坂井市	放課後等デイサービス事業 すまいる 多機能型支援センター すまいる 子ども発達支援センター こぶし園 北風と太陽 丸岡 あひろば丸岡 キッズディ 丸岡 よろこび 坂井市社会福祉協議会 希望園 アスラボはるえ すまいるステーション	永平寺町			
保育所等訪問支援	坂井市	子ども発達支援センターこぶし園	福井市	ぼると 平谷こども発達クリニック円山事業所はぐくみ あこおる ACADEMY PLUS Orange Kids ' Care Lab		

5 障害福祉サービス等の種類と内容

事 業 名		内 容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対し、自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供や移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する際、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
自立支援給付	生活介護	常に介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供する。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労選択支援	就労を希望する障がい者等が一般就労等を行うために就労に関する適正や能力等の評価、障がい福祉サービス提供事業者との連絡調整等の支援を行う。 ※令和7年10月施行
	就労定着支援	就労移行等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方に対し一定期間、就労の継続を図るために事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに夜間を含め短期間、施設や病院等で入浴、排せつ、食事等の介護を行う。
居住系サービス	自立生活援助	施設やグループホーム等を利用していった障がいのある人が一人暮らしを希望する場合、居宅での自立生活に向けて一定の期間、定期的な訪問や随時の相談対応を通じ、生活上の課題に関する助言や情報提供を行う。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行う。
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行う。
相談支援		障がいのある人等が障害福祉サービスを適正に利用できるようサービス利用計画を作成する。
補装具給付事業		身体上の障がいを補い、日常生活や社会参加を円滑に行えるよう義肢、車椅子等の補装具の購入や修理にかかる費用を支給し、費用負担を軽減する。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学児の障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。
	医療型児童発達支援	医療的ケアが必要な障がい児に対し、治療のほか日常生活に必要な基本的動作の指導、知的技能の習得支援、集団生活への適応訓練などを行う。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを促進する。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児に対し、訪問支援を通じて集団生活への適応を促す専門的支援や支援方法の助言、訪問先職員への支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問し日常生活に必要な基本的動作の指導や知識・技能の習得支援を行う。
地域生活支援事業	相談支援事業	坂井圏域をエリアとして、障がいのある方やその家族の相談に応じ、必要な情報提供や支援方法の助言などの相談を行う。
	基幹相談支援センター	障がい者支援の中核機関として地域の相談支援体制の強化や人材育成、関係機関との連携調整、困難事例への対応などを行う。
	意思疎通支援支援事業	聴覚障がい等のためコミュニケーションを図ることに支障がある人に、手話通訳者等を派遣する。
	日常生活用具給付事業	自立生活を支援する介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。
	住宅改修費助成事業	住宅内の段差解消や手すりの設置等の住宅改修費を給付する。
	移動支援事業	安心して外出できるよう社会参加や余暇活動等の外出時に移動の支援や付き添いを行う。
	地域活動支援センター	創作的活動や地域交流の場を提供し障がい者の社会参加や地域生活の支援を行う。
	日中一時支援事業	日中の活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援や介護負担の一時的な負担軽減を行う。
	虐待防止支援対策	虐待の未然防止や早期発見、適切な支援のために、通報・相談窓口の設置や一時保護施設の確保など支援体制の整備を図る。
	訪問入浴サービス	施設等での入浴が困難な人に対し移動入浴車が自宅を訪問し、簡易浴槽を用いて住居内で入浴サービスを提供する。

自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許を取得する場合に要する経費の一部を助成する。
自動車改造費等助成事業	自動車を改造する場合の経費の一部を助成する。

第3節 施策の体系

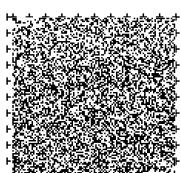
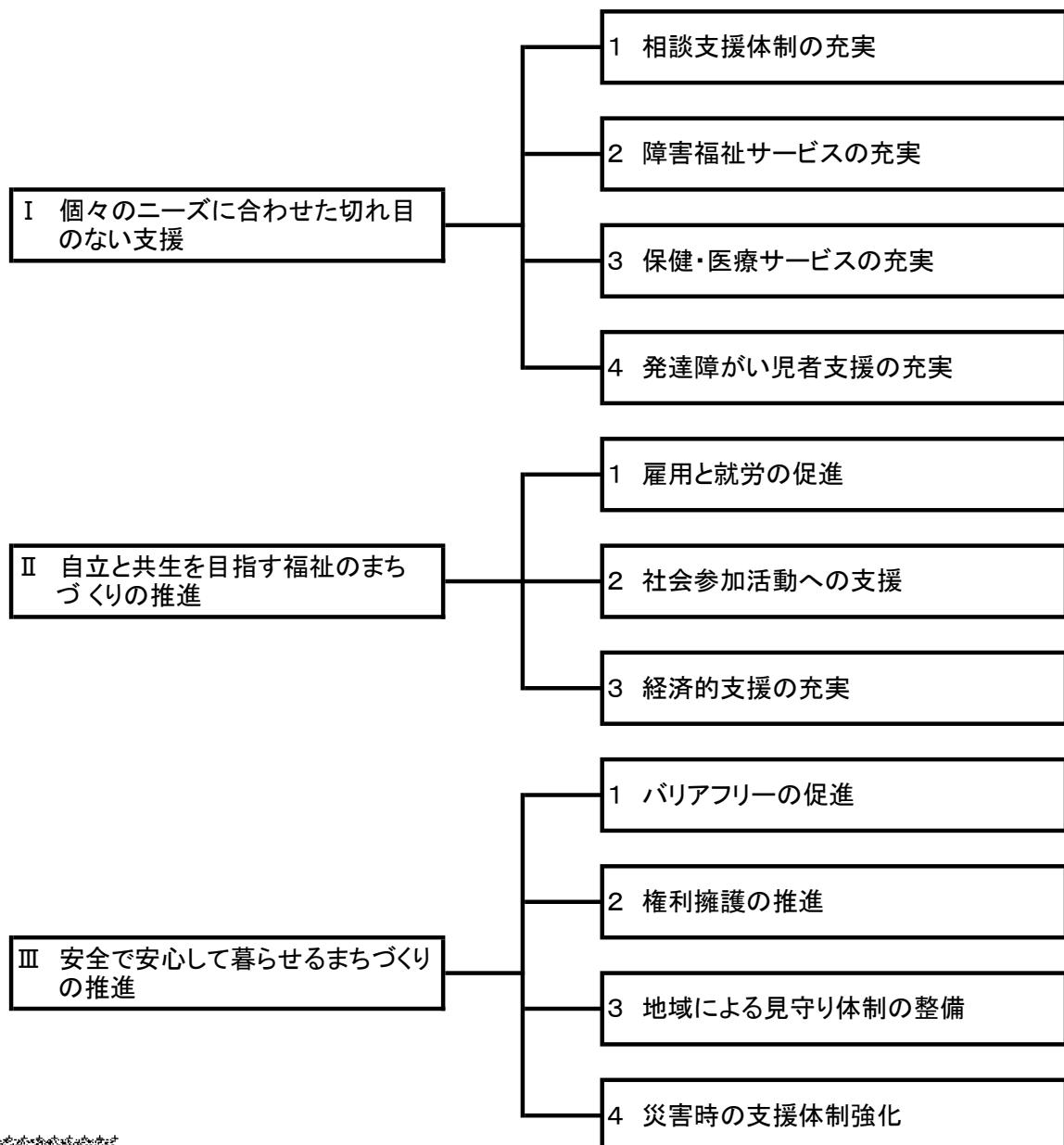
基本理念に基づき3つの基本目標を次のとおり定め、これを達成するために各施策を推進していきます。

[基本理念]

誰もが個性を尊重し 共に輝ける共生社会の実現

[基本目標]

[施策の方針]



基本理念		誰もが個性を尊重し共に輝ける共生社会の実現	
基本目標Ⅰ		自立と共生を目指す福祉のまちづくりの推進	
基本目標Ⅱ		安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	
1 相談支援体制の充実		1 雇用と就労の促進	1 バリアフリーの促進
①相談支援体制の強化	①就労支援体制の整備	①障がいへの理解の促進	①福祉教育の推進
②基幹相談支援センター等の相談支援の機能強化	②就労関係機関との連携	③行政窓口における障がい者への配慮	④情報バリアフリーの促進
③サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上	③障がい者雇用の理解促進	⑤公共施設のバリアフリー化の推進	
④相談支援専門員の人材育成	④一般就労の促進	⑥	
2 障害福祉サービスの充実		2 社会参加活動への支援	2 権利擁護の推進
①障害福祉サービスの充実	①障がい者スポーツ・文化・芸術活動の普及支援	①虐待の未然防止・早期発見	①虐待の未然防止・早期発見
②補装具等の充実	②ボランティアの育成	②成年後見制度の利用促進	②成年後見制度の利用促進
③障がい児支援の充実	③障がい者団体への支援	③差別解消に関する意識の向上	③差別解消に関する意識の向上
④特別支援教育の充実	④外出支援の充実	④消費者被害の防止	④消費者被害の防止
⑤地域生活支援事業の充実	⑤意思疎通支援の促進	⑦	
3 保健・医療サービスの充実		3 経済的支援の充実	3 地域による見守り体制の整備
①母子保健事業の推進	①医療費の助成	①地域での支援体制づくり	①虐待の未然防止・早期発見
②精神疾患に対する支援の充実	②各種年金・手当等の支給による経済支援	②高齢期にある障がいのある人への生活支援	②成年後見制度の利用促進
③認知症対策の推進	③助成・減免制度の周知	③体制づくり	③差別解消に関する意識の向上
④在宅ケアの充実	④	⑤	⑤地域における地域生活支援拠点体制の整備
4 発達障がい児者支援の充実			4 災害時の支援体制強化
①早期発見・早期療育体制の充実	①災害時要援護者対象者名簿の整備・活用	①災害時の支援体制強化	①災害時要援護者対象者名簿の整備・活用
②発達障がい児・者の支援体制の強化	②福祉避難所との連携強化	②防災意識の向上	②福祉避難所との連携強化
③発達障がいの理解促進	③緊急時の情報手段の登録・利用促進	④	③防災意識の向上
④緊急時の情報手段の登録・利用促進			④緊急時の情報手段の登録・利用促進

1 基本理念

誰もが個性を尊重し 共に輝ける共生社会の実現

障害者基本法では、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいの有無に関わらず一人ひとりを大切にする社会をつくるため、自立や社会参加の支援等のための施策を推進することを目的としています。このような国の基本的な理念を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、その人らしくその個性を活かして地域で活動し、交流できる環境づくりを進める必要があります。真に豊かな社会を築いていくためには、障がいのある人も地域社会を構成する一人の市民として、役割を果たすことができる社会づくりが大切です。そのため、一人ひとりの人格を尊重し、ともに助け合い、支え合いながら共生社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の基本目標を設定し各施策に取り組みます。

基本目標 I 個々のニーズに合わせた切れ目のない支援

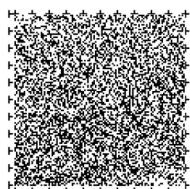
障がいのある人が個々のニーズに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、乳幼児期から一貫した支援体制の整備を進めます。

基本目標 II 自立と共生を目指す福祉のまちづくりの推進

一人ひとりの可能性と意思を尊重し、学びや社会参加の機会を広げ、就労に向けた支援体制を強化し、自立と社会との共生を促進します。

基本目標 III 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

地域住民と連携した見守り活動を通じて、日常の安全確保と災害時の迅速な支援体制を構築するとともに、誰もが使いやすい生活環境の整備を進めます。



第4節 具体的実現に向けて

基本目標Ⅰ

個々のニーズに合わせた切れ目のない支援

1 相談支援体制の充実

【基本施策の方向性】

障がいのある人が地域で安心した生活を送るために、一人ひとりのライフステージに応じて、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に福祉サービスや専門機関に結び付けていく相談支援が重要です。本人や家族が気軽に相談できる窓口の充実を図るとともに、複合的な課題にも対応できるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談機関のネットワークを強化し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【施策の方針】

① 相談支援体制の強化

成長段階や生活状況に合わせた相談支援体制を充実させ、切れ目のない継続的な相談支援を行います。相談内容は、日常生活、就労、医療、教育など多岐にわたる課題に対応できるよう体制を整えます。また、関係機関との連携を深め、情報共有や協働を進めることで、地域全体で支える仕組みを構築します。誰もが安心して相談でき、必要な支援につながる体制を確立することを目指します。

② 基幹相談支援センター等の相談支援の機能強化

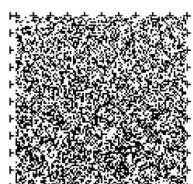
あわら市障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談事業所それぞれの役割を明確にし、障がいの程度や種類、年齢、生活環境など一人ひとりの状況に応じた、専門的かつ丁寧な相談支援体制を強化します。

③ サービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上

相談支援専門員への専門研修や事例検討等を通じて、相談支援員への計画作成能力を高めます。また、適正なサービス提供を進めるため、障がい児者のニーズに即したサービス等利用計画・障害児支援利用計画の内容を確認し、支援の継続性と質の向上を図ります。

④ 相談支援専門員の人材育成

相談支援専門員の人材育成を図るため継続的な研修や事例検討会を実施し、専門的な知識と柔軟な対応力を高めます。さらに地域との連携を強化し、質の高い相談支援を提供できる体制を整えます。



2 障害福祉サービスの充実

【基本施策の方向性】

障がいの種類や生活状況、ライフステージにより、サービスのニーズは多様化、複雑化しています。そのため、一人ひとりの状況に応じた質の高い福祉サービスの充実が不可欠です。乳幼児期から成人期まで、保健・医療・教育・福祉が連携し、切れ目のない支援を提供する体制を強化することが求められています。特に、地域における相談支援機能の充実、ＩＣＴを活用した情報連携、ニーズ把握に基づく計画的なサービス提供を図ることが重要です。

【施策の方針】

① 障害福祉サービスの充実

障害福祉サービスを充実させ、必要な支援が必要な人に確実に届くよう質の高いサービスを適正に給付し、利用者の多様なニーズに応える体制を整えます。

② 補装具等の充実

障がい児者が日常生活を送るうえで必要な移動や将来の自立を支援するため、身体の欠損や機能低下を補完・代替する用具等の給付を行います。また、日常生活の便宜を図るため、日常生活支援用具の給付等を実施します。障害者手帳の対象にならない軽度・中度難聴児の学習や生活を支援するため、補聴器購入費の助成を継続します。

③ 障がい児支援の充実

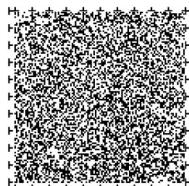
身近な地域で、必要な時期に適切な療育や保育等のサービスを提供できるよう、相談支援機関による利用調整や家庭の状況に応じた支援体制を充実させます。さらに、将来を見据えた計画的な支援を進めます。また、児童発達支援センターと連携を図りその専門性を活かし、障がい児やその家族、関係機関への支援や助言を行います。

保健・医療・福祉・教育などの関係機関や医療的ケア児等コーディネーターとの連携をさらに強化し、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが、地域で安心して暮らせるよう、医療費助成や障害福祉サービスの適正な提供を進めます。

④ 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒が自立し、社会参加に向けて主体的に学ぶ力を育むために、関係機関と連携しながら主体的に生活ができる力を育成します。障がいの種類や程度、特性に応じて、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすため、ＩＣＴの活用や合理的配慮を含む指導の工夫を進めます。

あわせて、インクルーシブ教育の環境整備と教員の資質向上にも努めます。



⑤ 地域生活支援事業の充実

障がい児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域共生社会の実現に向けて、地域の特性や一人ひとりのニーズに応じた柔軟な支援を行います。生活支援や相談、外出支援、意思疎通など地域での暮らしを支え、障害福祉サービスを補完する地域の支援体制づくりを行います。

3 保健・医療サービスの充実

【基本施策の方向性】

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、早期発見・早期療育体制を強化し、保健・医療・福祉・教育の連携による切れ目ない支援を推進します。ライフステージに応じた一貫した支援を整備し、医療的ケア児者や重度障がい者への対応を充実させるとともに、自立支援医療や重度障害者医療などの医療費負担軽減を継続します。

【施策の方針】

① 母子保健事業の推進

妊娠期から子育て期において健診、保健指導、健康相談を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及と相談体制の充実に努めます。また、必要に応じて関係機関との連携を一層強化し、障がいのある子どもの療育体制の整備を図ります。

② 精神疾患に対する支援の充実

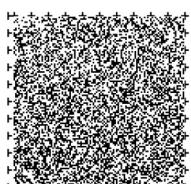
精神疾患や精神障がいについての正しい知識の普及と理解促進のため啓発活動を行い、市民の意識向上と相談支援体制の充実を図ります。また、早期治療につなげるため、保健・医療との連携を強化する体制を整備します。

③ 認知症対策の推進

関係機関との連携を図ることにより、幅広い世代への認知症への理解普及を行い、認知症の人や家族への支援の充実と早期発見・早期対応につなげます。

④ 在宅ケアの充実

在宅で必要な医療の提供や支援が継続できるよう、医療機関や健康福祉センター、医療的ケア児等コーディネーター、介護事業者、相談支援機関などの関係機関との連携を強化します。さらに、医療的ケア児者や重度障がい者への支援体制を図り、安心して在宅生活が送ることができる環境づくりを推進します。



4 発達障がい児者支援の充実

【基本施策の方向性】

発達障がいのある人が地域で安心した生活を送るため、早期発見や早期療育体制が必要であり、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談支援体制が必要です。発達障がい児・者に対する周囲の理解や関係機関の連携を強化し、幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制を充実します。

【施策の方針】

① 早期発見・早期療育体制の充実

母子保健事業を中心に発達障がいの疑いのある幼児の早期発見と早期療育に取り組みます。また、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を一層強化し、発達障がい児者に対する支援体制の整備と充実を図ります。

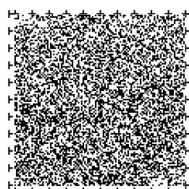
② 発達障がい児・者の支援体制の強化

専門的な知識や経験を有する「保育カウンセラー」の派遣や障害児保育事業を通じて保育の質を高めるとともに、保護者や保育教諭への相談・助言体制を整備します。

保健・医療・福祉・教育・雇用などの関係機関が連携し、支援体制を構築することで、発達障がい児者への支援が幼児期から成人後まで継続され、切れ目のない支援の実現に努めます。

③ 発達障がいの理解促進

自閉スペクトラム症や学習障害など、外見からは分かりにくい発達障がいの特性への理解を深めるため、広報活動の充実や支援者向け研修を通じて、発達障がいに関する正しい知識の普及と理解促進に努めます。



基本目標Ⅱ

自立と共生を目指す福祉のまちづくりの推進

1 雇用と就労の促進

【基本施策の方向性】

障がいのある人が社会で自立した生活を送るため、雇用や就労の促進が重要です。そのため、障がいへの理解を深め、障がい特性に応じた環境を整備し、働きやすい職場づくりを推進します。

障がいの内容や程度に応じた多様な就労機会を確保し、障害者差別解消法に基づき差別解消と合理的配慮の推進を図り、誰もが自分らしく生活できる地域づくりを進めます。

また、就労支援を充実させ、就労継続支援や一般就労などの制度を活用し、個々の希望や能力に応じた働く機会を広げます。さらに、障がいへの理解促進に向けた啓発活動や地域交流を進め、地域全体で共生への意識を高め、互いに支え合う温かい地域社会の形成を目指します。

【施策の方針】

① 就労支援体制の整備

障がいのある人がその能力や希望に応じて働けるよう、地域の障害者就業・生活支援センター等を核として、就労移行支援、継続支援、定着支援に加え、就労選択支援を活用し多様な選択肢を提示します。さらに、就労アセスメントの実施と関係機関との連携により、切れ目のない就労支援体制を整備します。

② 就労関係機関との連携

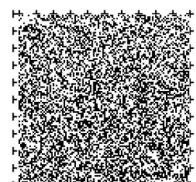
就労選択支援を起点に、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、地域企業と密接に連携し、就労アセスメントから企業マッチング、さらに定着支援まで切れ目のない支援を行います。

③ 障がい者雇用の理解促進

障がいのある人が働きやすい職場環境の整備を進めるため、地域社会における障害者雇用への理解促進を図ります。事業所に対して合理的配慮の提供を促すとともに、職場実習や事業所見学等を通じた相互理解を拡充し、誰もが能力を発揮できる雇用環境づくりを推進します。

④ 一般就労の促進

障がい者の企業受け入れ体制の充実を図り、就労移行支援や定着支援を通じ、一般就労への円滑な移行を支援します。



⑤ 障がい者就労施設からの優先調達

障がい者就労施設などで生産された商品の発注に努め、販路拡大を支援します。障がい者就労施設で作られた製品を紹介する「セルフフェア」の開催機会を増やし、施設で働く障がいを持つ人の工賃向上と経済的自立を支援します。

2 社会参加活動への支援

【基本施策の方向性】

障がいのある人が社会の一員として主体性を發揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立した生活を送ることができる環境を整備します。

また、地域の交流やボランティア活動、文化、スポーツ活動への参加機会を拡充し、合理的配や情報アクセシビリティの向上を図ります。

【施策の方針】

① 障がい者スポーツ・文化・芸術活動の普及支援

スポーツなどの活動は、人生をより充実したものにするための要素を担っており、体力や残存能力の維持だけでなく、交流の機会として大きな効果を発揮することから、障がい者スポーツなどの普及や促進に取り組みます。また、障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、関係団体と連携し、文化・芸術活動の促進に取り組みます。

② ボランティアの育成

地域で安心した生活を送るため、地域住民との交流や地域活動への参加を促進します。市民のボランティア活動を推進し、交流の機会を広げます。

③ 障がい者団体への支援

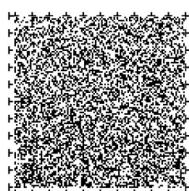
障がいのある人が可能性を最大限に伸ばすとともに、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、当事者自身の活動を支援します。親の会などが開催する講演会や研修会など、多様な活動への支援を行います。

④ 外出支援の充実

社会参加等の活動を促進するため、障害福祉サービスの利用促進や福祉タクシー利用費用の助成を行い外出を支援します。また、自動車改造助成、運転免許取得費助成についても周知を図ります。

⑤ 意思疎通支援の推進

障がいのため意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者等の派遣、手話通訳者の設置、点訳等の支援を行います。また、ろう者や聴覚障がい者の意思疎通の手段である手話の普及に努めるとともに、市民が手話を学ぶ機会を確保するため、手話奉仕員の養成講座を実施し、手話による支援を行う人材の育成を図ります。



3 経済的支援の充実

【基本施策の方向性】

障がいのある人の生活を経済的に支援するため、重度障害者（児）医療費助成事業や特別障害者手当、税の減免制度など、各種支援制度の周知に努めます。

【施策の方針】

① 医療費の助成

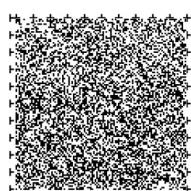
障がいのある人が安心して医療が受けられるよう「重度障害者（児）医療費助成」等の助成を行います。また、通院や入院にかかる自己負担の軽減を進め、継続的な健康管理と生活の質の向上を支援します。

② 各種年金・手当等の支給による経済支援

「特別障害者手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当や、医療費負担の軽減を図る「重度障害者（児）医療費助成事業」について、市ホームページや広報紙などを通じて適時に周知し、事業の推進を図ります。

③ 助成・減免制度の周知

市が実施している助成制度に加え、自動車税の免除、JR等公共交通機関の運賃の割引、NHK放送受信料等の免除について周知に努め、利用促進に努めます。



基本目標Ⅲ

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

1 バリアフリーの促進

【基本施策の方向性】

障がいのある人が地域で生活するため、地域住民が障がいや障がいのある人について正しく理解し、互いに支え助け合うことが大切です。障がいへの理解促進や福祉教育の充実に加え、誰もが使いやすく、分かりやすい環境づくりを進め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた共生のまちづくりを目指します。

【施策の方針】

① 障がいへの理解の促進

市広報紙やホームページを活用した情報発信に加え、小中学校での福祉授業や体験学習等を通じ、障がいや障がいのある人への市民の理解を深めます。また、義足や人工関節使用者、内部障害や難病のある方など、外見では分かりにくいか支援を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」の普及に努めます。さらに、目的や周囲の理解促進についても、市役所や相談事業所等で啓発に努めます。

② 福祉教育の推進

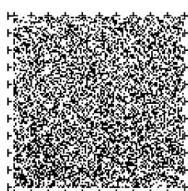
特別支援学校と市内小中学校との交流を推進し、幼少期頃から障がいへの正しい知識と認識を育みます。また、総合的な学習において障がいに対する理解を促進し、地域や職場における福祉施設との連携や啓発活動を強化し共生社会の実現を目指します。

③ 行政窓口における障がい者への配慮

行政窓口では、障がいのある人への適切な配慮に加え、手話等の多様なコミュニケーション手段を用いるなど、合理的配慮に努めます。また、市職員に対し、障がいへの理解を深めるための研修を実施し、窓口対応力の向上を図ります。さらに、障害者週間などの機会を活用し、広報や啓発活動を通じ、市民の理解と協力を推進します。

④ 情報バリアフリーの促進

市広報紙について、紙面の文字サイズや色彩や構成などユニバーサルデザインの視点を取り入れ、障がいのある人に見やすく分かりやすい情報提供に努めます。あわせて、アクセシビリティに配慮した構成を推進します。さらに、聴覚に障がいのある人への支援として、手話通訳者などの派遣を行うほか、言語によるコミュニケーションが困難な人との意思疎通を図るため、コミュニケーション支援ツールを活用します。



⑤ 公共施設のバリアフリー化の推進

利用者が多い公共施設を中心に、計画的なバリアフリー化を促進します。また、情報提供においてユニバーサルデザインの視点を取り入れ、分かりやすく誰もがアクセスできる仕組みを整えます。

2 権利擁護の推進

【基本施策の方向性】

判断能力を十分に発揮できない人であっても、人権や財産の侵害を受けることがないよう、障害者虐待防止への取り組みや成年後見制度の利用促進など、権利擁護体制の充実を図ります。

障害者虐待防止法の施行により、障がいのある人への虐待行為の発見者に対して通報が義務付けられたことにより、関係機関との連携やネットワーク強化を図り、障害者虐待の早期発見や防止に努めます。また、様々な場面で障がいのある人や家族の意見を反映できる仕組みを整え、共生社会の実現を目指します。

【施策の方針】

① 虐待の未然防止・早期発見

障害者虐待の未然防止と早期発見に向けて、広報や啓発活動を推進するとともに、施設従事者等の通報義務に関する理解の促進と施設管理者等への研修受講の周知を図ります。また、高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク運営委員会と関係機関との連携を強化し、さらに障害者虐待防止センターとして、養護者や施設従事者、使用者による虐待の通報・届出時に迅速かつ適切に対応します。

② 成年後見制度の利用促進

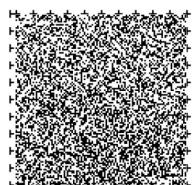
知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力が十分でない人が不利益を受けないよう、成年後見制度の適正な利用を推進します。市内の市民後見人を活かしながら、地域での後見支援体制を構築させます。また、利用にかかる費用助成や相談体制の充実を図り、市社会福祉協議会と連携して利用促進を図ります。

③ 差別解消に関する意識の向上

障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を一層推進するため、市民、事業所、関係団体を対象に広報紙やホームページ、各種団体向けの研修などを通じて、差別解消に関する啓発を行います。

④ 消費者被害の防止

障がいのある人が悪質商法や不当契約による消費者被害を受けることのないよう、消費者トラブル事例の周知や啓発活動を通じて未然防止を図るとともに、地域における相談支援体制の整備と早期対応の促進に努めます。



3 地域による見守り体制の整備

【基本施策の方向性】

障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域全体での支援体制づくりを整備します。また、地域のつながりを活かした見守り活動を促進し、孤立の防止や早期発見につなげていきます。

【施策の方針】

① 地域での支援体制づくり

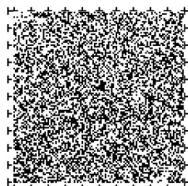
地域ぐるみで障がいのある人の安全を図るため、民生委員・児童委員、福祉推進員、障害者相談員、地区住民などの協力体制の整備を進め、災害発生時の在宅での要援護者に対する安否確認の体制などを整えます。なお、障がいのある人で生活困窮や地域で孤立しやすい人、犯歴のある人などに対し地域での見守りを強化し、早期発見と再犯防止に向けた支援を推進します。

② 高齢期にある障がいのある人への生活支援体制づくり

障がいのある人自身の高齢化に加え、保護者や支援者の高齢化に対応するため、地域包括支援センターや介護保険事業者、障害者サービス事業所など、地域での生活を支援する団体間の連携体制を充実、強化します。

③ 地域における地域生活支援拠点体制の整備

障がいのある人の「親亡き後」の生活や緊急時の対応などを見据え、地域の実情に応じた支援体制の構築し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「相談支援」「緊急時対応」「体験の場の提供」「地域体制の構築」の機能を面的に整備し、地域全体で支える仕組みをつくります。



4 災害時の支援体制強化

【基本施策の方向性】

災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や高齢者に対し、平常時から地域で情報を共有することにより、災害時の迅速な避難を確保する支援体制を整備します。

【施策の方針】

① 災害時要援護者対象者名簿の整備・活用

災害時に自力での避難が困難な要援護者の情報を、民生委員や関係機関と通常時から共有し、迅速な避難支援につなげる体制を構築します。さらに、障がいの種類や程度に応じた避難フローを作成し、実効性のある避難支援を推進します。また、災害時要援護者対象者名簿を整備・活用し、地域での見守り体制の構築を図ります。

② 福祉避難所との連携強化

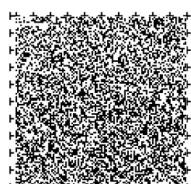
災害時に障がいのある人が安心して避難できる体制を構築するため、福祉避難所と連携し、情報の共有や受入体制の確認、職員向け訓練の実施を通じ環境整備を強化します。

③ 防災意識の向上

福祉避難所での防災訓練を実施し、避難できる体制を整えます。総合防災訓練の実施に際しては、地域住民を中心とした避難行動に要援護者対応の訓練を取り入れるなど、防災訓練の強化に取り組み、地域における防災意識の向上に努めます。

④ 緊急時の情報手段の登録・利用促進

聴覚や言語機能に障がいがある人などに災害時や緊急時に迅速かつ確実に情報を届けるため、「緊急通報システム Net119」への登録や利用を促進します。また、障がいのある人や家族に対し避難場所や避難方法について啓発を行います。さらに、本人が意思を伝えるためのコミュニケーション支援ツールを活用し、意思疎通の確保を推進します。

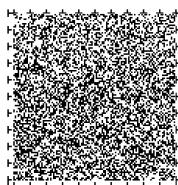


第6次あわら市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

令和7年11月20日～令和8年3月31日

	区分	氏名	摘要	役職
1	学識経験者	池田 直子	福井県坂井健康福祉センター	課長
2	福祉団体の代表	高木 四郎	あわら市民生委員児童委員協議会連合会	会長
3	福祉団体の代表	野坂 正夫	あわら市身体障害者福祉協会	副会長
4	福祉団体の代表	小阪 和江	あわら地区保護司会	副会長
5	地域の代表	定本 満代	あわら市心身障害児(者)育成会	副会長
6	地域の代表	津谷 留美	福井県登録手話通訳者	手話通訳者
7	福祉サービス事業所	東 優美	国立病院機構あわら病院	児童指導員
8	福祉サービス事業所	木津 朋泰	あわら市基幹相談支援センター 株式会社 この道グループ	代表取締役
9	福祉サービス事業所	小川 記代子	あわら市相談支援事業所 社会福祉法人 悠々福祉会	主任相談支援専門員
10	福祉サービス事業所	南 美由紀	あわら市相談支援事業所 社会福祉法人 ハスの実の家	主任相談支援専門員

事務局	矢部 優子	福祉課	課長
	永田 清美	福祉まるごと相談室	室長
	下村 純子	福祉課	課長補佐
	安田 崇俊	福祉課	主査
	宮川 祐未	福祉課	主査



用語解説

【アクセシビリティ】

障がいや年齢などに関係なく、誰もが情報・サービス・環境を利用できるようにすること。情報アクセシビリティとは、情報の取得や発信等の利用しやすさを指す概念。ホームページ等の文字やボタンの大きさ、わかりやすい表現、音声による表現の工夫等をすること

【委託相談支援事業所】

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うため、市が委託した相談支援事業所

【医療的ケア児者】

人工呼吸器や胃ろう、喀痰吸引、経管栄養などの医療を要する状態にある児童や成人のこと

【インクルーシブ教育】

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが同じ場で共に学び、多様性を尊重しながら育つことを目指す教育

【基幹相談支援センター】

地域における障がい者の相談支援の中核拠点として、専門的な相談対応や関係機関との連携、地域の相談支援体制を担う機関

【コミュニケーション支援ツール】

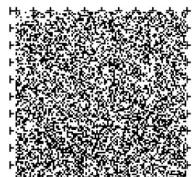
コミュニケーションに困難がある方をサポートする際の絵カードやコミュニケーションボードなどのツール

【災害時要援護者台帳】

災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人など、特別な支援が必要な人の情報(氏名・住所・連絡先など)を事前に登録し、自治体や地域の支援者が迅速に避難誘導や安否確認を行えるようにするための台帳

【市民後見人】

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一体の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者



【児童発達支援センター】

障がいや発達に特性のある子どもに専門的な療育や発達支援を提供し、地域の相談支援や関係機関と連携し、家族や保育所等への助言を通じて子どもの成長を総合的に支える拠点

【就労選択支援】

障がいのある人が自分に合った働き方や就労支援サービスを選べるよう、アセスメントを行い、希望や能力に応じた選択肢を提示する支援

【障害者総合支援法】

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスや就労支援、相談支援を包括的に提供する仕組みを定めた法律

【障害者就業・生活支援センター】

障がいのある人の「働くこと」と「暮らすこと」を一体的に支援する機関で、就職に向けた相談、職場への定着支援、生活面での課題解決などを、関係機関と連携しながら総合的にサポートする施設

【成年後見制度】

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、契約や財産管理などを適切に行えるよう、家庭裁判所が選任した後見人等が法律的に支援する制度

【相談支援専門員】

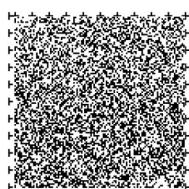
障がいのある人やその家族の相談に応じ、必要な福祉サービスの利用を支援する専門職

【地域生活支援拠点体制整備】

障がいのある人が、親亡き後や緊急時にも安心して地域で暮らし続けられるよう、地域で相談支援・緊急対応・体験の場・地域体制づくりの機能を整備し、支援体制を構築する取組み

【特別児童扶養手当】

精神または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で養育している保護者に対し支給される手当



【特別障害者手当】

常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方に支給される手当

【特定相談支援事業所】

障害福祉サービス等を適切に利用するための計画（サービス等利用計画）を作成する事業所

【緊急通報システム Net119】

聴覚や言語機能に障がいがある人など、音声での 119 番通報が困難な方がスマートフォンや携帯電話を使って、消防に通報できる仕組み

【ノーマライゼーション】

障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会の中で普通の生活を送れるようにするという考え方

【バリアフリー】

障がいのある人や高齢者など誰もが安全で快適に生活できるよう、段差解消や点字案内等物理的、制度的、情報、意識上の障壁を除く仕組み

【福祉避難所】

災害時などに一時避難所での生活が困難な障がいのある人や高齢者などの避難行動要支援者を受け入れるために、特別な配慮（バリアフリー化、物資、器材、人材など）がされている避難所

【補装具】

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にする用具で、白杖、補聴器、義肢、車椅子等が含まれる

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がいの有無などに関係なく、すべての人が使いやすく、誰にとっても安心、安全で利用しやすいような配慮のもとに「まちづくり」「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方

